

# 定 款

株式会社ミクリード

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当社は、株式会社ミクリードと称し、英文ではMICREED Co., Ltd.と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 宅配・配達または店頭による小売事業
2. 宅配・配達または店頭によるサービス事業
3. インターネット、カタログ等による通信販売および媒介
4. 酒類および容器の小売・卸販売・回収および媒介
5. 飲食料品・調味料の販売および媒介
6. 生花、装飾品、タバコ、書籍、DVD、文具等の販売および媒介
7. 消耗品、日用雑貨品、調理器具の販売および媒介
8. 商品券、プリペイドカード等の発行および販売
9. 前各号に掲げる商品の企画・開発、輸出入
10. 飲食店の運営に関するサービス
11. フランチャイズ事業による経営に関するサービス
12. 広告・広告代理およびマーケティング・情報提供サービス
13. 書籍・雑誌・印刷物および電子出版物等の企画・制作・出版・販売
14. 前各号に附帯関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

### (機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

### (単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利の制限)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(株主総会の招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となるものとする。

- 2 取締役社長に事故または支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

第17条 当会社の株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任することはできないものとする。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、3名以上7名以下とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役の報酬および退職慰労金等)

第22条 取締役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の責任免除)

第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第25条 当社は、取締役（業務取締役等であるものを除く。）との間で、その任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査役

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、3名以上5名以下とする。

(監査役の選任)

第32条 当社の監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第36条 当社は、監査役との間で、その任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。

## 第6章 監査役会

(常勤監査役)

第37条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(決議の方法)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第40条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第41条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## 第7章 会計監査人

(会計監査人の選任および解任)

第42条 会計監査人を選任し、または解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除等)

第45条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の責任を法令の限度内において免除することができる。

- 2 当社は、会計監査人との間で、その任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。

## 第8章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当の基準日)

第48条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として金銭による剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

- 2 配当金には利息を付けない。

## 第7章 附 則

(法令の準拠)

第50条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

2013年11月27日 制定

2014年 3月15日 改訂

2017年 1月 1日 改訂

2017年 7月 1日 改訂

2019年 1月 1日 改訂

2020年 1月 1日 改訂

2022年 6月21日 改訂

2023年 3月 2日 改訂

2024年 4月 1日 改訂